

補助金申請にかかる簡素化等について

第40回水源環境保全・再生かながわ県民会議（12/7開催）において、市民事業補助金の申請事務の煩雑さについての意見があり、申請書類に係る県民会議委員（学識者）からの意見や、第67回市民事業専門委員会での意見も参考とし、次のように対応することとしたい。

1 申請手続き

○ 提出書類と提出期限の設定

- ・これまで一括提出としていたが、書類ごとに提出期限等を3つに分ける。

なお、事業内容についても後日提出にすべきとの意見もあったが、事務局における予備調査に必要であることから、期限は12月21日までとする。

12月21日までに提出

申請書、事業計画書（ただし(5)今後の展開、(6)安全面・県民へのPRについては後日提出も可とする）、事業収支予算書、団体調書

1月10日までに提出

事業計画書（ただし(5)今後の展開、(6)安全面・県民へのPRに限る）、役員等氏名一覧表

1月10日までであれば1回に限り修正を認める

事業収支予算書

○ 申請相談への土日対応

- ・平成31年度の申請に関しては、平成30年12月の土曜日に開催する主催イベント（ワークショップ）において、申請相談を受けることとする

○ 募集案内の改善

- ・説明が不足していた部分について、説明文を追加する。
- ・記入例は、文字数が多くて見づらかったため、文字数を減らす、空白行を設ける、記入にあたってのポイントを明記するという修正を行う。

2 補助の内容

○ 講師謝金について

- ・高額な単価となっている場合は、その理由を明確にする必要があることから、募集案内のQ&Aにおいて、団体に対して周知を図る。
- ・本補助金は、団体の自立化を促すという観点もあることから、同一の講師に対する謝金の支出は、年10回を限度とする。

3 審査（2次選考）

○ 質問項目について

- ・審査の際、選考委員の手持資料として、質問事項をまとめた一覧表のようなものを作成する。